

## 17 生活衛生

生活衛生業務は、環境衛生営業関係施設、受水槽利用施設、特定建築物、家庭用品等の衛生対策を始めとして、ねずみ・昆虫等の駆除指導業務など多岐にわたっています。

### 1 環境衛生

#### (1) 環境衛生監視指導事業

旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、海水浴場等に関する条例、えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく施設の許認可事務、監視指導及び検査を行っています。

環境衛生営業関係施設数

	総 数	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ー ル 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 ・ 畜 舎 等
平成 23 年度	12,263	381	83	363	1,921	3,855	2,361	2,860	178	60	201
平成 24 年度	12,022	378	85	353	1,889	3,932	2,205	2,738	181	61	200
平成 25 年度	11,974	374	86	348	1,867	4,044	2,095	2,737	162	61	200

#### ア 許認可申請及び届出件数

許認可申請等の件数は、474 件 (5.1%増)、廃止届出の件数は、480 件 (15.6%減)、その他変更届等の届出件数は、1,661 件 (1.7%増) でした。

環境衛生営業関係施設の届出等件数

	総数	許可申請 件数	廃止届出 件数	変更届出 件数	その他の届出 等件数
平成 23 年度	2,651	437	487	1,527	200
平成 24 年度	2,653	451	569	1,531	102
平成 25 年度	2,615	474	480	1,383	278
(施設内訳)					
旅 館	129	6	10	84	29
興 行 場	47	7	6	25	9
公 衆 浴 場	124	9	14	76	25
理 容 所	290	56	65	162	7
美 容 所	1,370	307	191	869	3
ク リ ー ニ ン グ 所	309	66	155	88	0
墓 地 ・ 火 葬 場 等	74	3	3	1	67
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	193	5	24	45	119
温 泉 掘 削 ・ 利 用 等	41	7	4	20	10
化 製 場 ・ 畜 舎 等	38	8	8	13	9
ク リ ー ニ ン グ 師 免 許 申 請 等 *	8	-	-	-	8

\* : 免許の書換、再交付申請等を含む

イ 監視、許認可調査及び衛生講習会の実施

環境衛生営業関係施設の監視指導等を通して施設の衛生水準を確保することにより、市民生活における公衆衛生の維持、向上を図りました。また、衛生管理の周知徹底を目的として、営業施設関係者に対して講習会を実施しました。

監視、調査、相談指導及び衛生講習会の実施

	監視指導 件 数	許認可変更 調 査 件 数	そ の 他 の 調 査 等 件 数	相 談 指 導 件 数	衛 生 講 習 会 の 実 施
平成 23 年度	4,194	575	628	5,521	41 回 (1,834 人)
平成 24 年度	5,243	583	409	4,928	40 回 (1,208 人)
平成 25 年度	3,520	415	219	4,591	56 回 (1,595 人)
(施設内訳)					
旅 館	201	24	25	398	…
興 行 場	63	7	8	163	…
公 衆 浴 場	338	16	36	552	…
理 容 所	646	48	17	560	…
美 容 所	1,132	224	48	1,793	…
ク リ ー ニ ン グ 所	798	59	24	595	…
墓 地 ・ 火 葬 場 等	7	8	18	73	…
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	161	10	14	224	…
温 泉 利 用 施 設	78	10	21	112	…
化 製 場 ・ 畜 舎 等	96	9	8	121	…

ウ 営業施設検査等

営業施設の衛生管理状況を科学的に把握し、指導するため、水質及び空気環境等の検査を実施しました。

また、市内唯一の海水浴場である金沢区「海の公園」の水質検査については、海開き前(5月)1回、海水浴期間中(7月)1回の計2回実施しました。その結果、5月、7月ともに水質「B」\*でした。

\*：環境省通知に基づく判定基準による。(水質「AA」、「A」を「適」、水質「B」、「C」を「可」とする。)

環境衛生営業施設検査数

	検 査 (*)	
	施設数	検体数
平成 23 年度	489	2,624
平成 24 年度	491	1,559
平成 25 年度	468	1,267
(施設内訳)		
旅 館	105	158
興 行 場	30	34
公 衆 浴 場	186	493
理 容 所	0	0
美 容 所	0	0
ク リ ー ニ ン グ 所	0	0
プ ー ル ・ 海 水 浴 場	118	525
温 泉 利 用 施 設 等	29	57

\* 【衛生監視員が施設又はセンターの検査室において検査した件数】と【衛生研究所に依頼し、専門的な検査を実施した件数】の合計件数

(2) 横浜市生活衛生協議会の自主管理事業の推進

環境衛生業者が組織する横浜市生活衛生協議会は、業者の自主的な努力により施設の衛生水準の向上を図っております。

平成 25 年度も前年度に引き続き、同協議会が実施する自主衛生管理事業（各店舗の拭き取り検査等\*）に対して、検査実施方法及び検査結果に基づく改善対応についての助言等を行いました。

\* 理容所、美容所、公衆浴場、旅館においては、拭き取り検査（細菌検査）、クリーニング所においては、検知管による検査（空気環境測定）を実施しました。

横浜市生活衛生協議会会員数

	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	合計
平成 25 年度	982	908	285	89	29	2,293

2 ビル衛生対策

建築物や受水槽等の衛生対策として、施設の設置者や管理者等に対して適正な衛生管理の指導・啓発をしています。

ビル衛生関係施設数

	特定建築物	建築物登録業	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽水道	簡易給水道
平成 23 年度	1,387	482	156	8,408	8,693	14
平成 24 年度	1,404	466	153	8,153	8,461	14
平成 25 年度	1,407	473	154	7,855	8,281	12

(1) 建築物衛生対策事業

近年、建築物は大型化・高層化が進み、断熱効果の優れた気密性の高い建築物が増えており、その維持管理には極めて高度な知識と技術が要求されるようになってきました。

そこで、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）に基づく監視指導業務については、空気環境測定等科学的データに基づき監視指導を行っています。

ア 特定建築物届出施設数及び監視状況

特定建築物の届出施設数及び監視状況

年 度	対 象 施設数	使用 届出 件数	変更 届出 件数	廃止 届出 件数	立入検査	相談 件数
					監視 件数	
平成 23 年度	1,387	35	766	7	415	3,289
平成 24 年度	1,404	33	660	16	413	2,134
平成 25 年度	1,407	21	550	18	579	1,761

イ 特定建築物事前指導結果

衛生的で維持管理しやすい構造設備とするため、特定建築物の空調設備、給排水設備等について設計段階から指導を行っています。

特定建築物事前指導実施状況

年 度	計	店舗	事務所	学校	旅館	その他
平成 23 年度	22	9	0	10	0	3
平成 24 年度	59	14	32	9	1	3
平成 25 年度	39	9	12	10	0	8

ウ 建築物登録業監視指導状況

建築物登録業とは、ビルの衛生管理に関する業務をビルの所有者等からの委託を受けて行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等の一定の要件を備え、横浜市長登録を受けた事業者で、業態により8業種に区分されています。これらの登録事業者に対して、平成25年度は市内228事業所の監視指導を行いました。

業種別登録事業所数

年 度	総数	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質 検査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ こん虫等 防除業	建築物 環境 衛生 総合 管理業
平成23年度	482	106	26	4	10	183	30	63	60
平成24年度	466	98	23	4	9	179	31	62	60
平成25年度	473	98	27	4	10	175	32	63	64

エ レジオネラ症対策

レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌は、浴槽設備、給湯設備、冷却塔及び加湿器など、水や温水が循環・停滞する設備で増殖します。また、レジオネラ症の患者は高齢者が多いことから、社会福祉施設、公共施設及び病院等の管理者に対して、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、衛生的な維持管理方法の啓発を行っています。

なお、平成25年度は、社会福祉施設331施設、公共施設223施設及び病院128施設に対して立入調査を行い、設備の適切な維持管理について指導しました。

(2) 受水槽等衛生対策事業

ビル・マンション等の受水槽を設けて飲料水を供給する施設は、受水槽の有効容量等により水道法の規制を受ける簡易専用水道及び専用水道と、横浜市簡易給水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成4年4月1日施行。以下「市条例」という。）の規制を受ける簡易給水道及び小規模受水槽水道に大別されます。

ア 簡易専用水道及び専用水道業務

これらは、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもので、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検等が所有者に義務づけられています。簡易専用水道は、年1回、厚生労働大臣の登録する検査機関による管理状況の検査が、また、専用水道は水道技術管理者の選任や毎月の水質検査が義務づけられています。

簡易専用水道については、福祉保健センターが施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

専用水道については、福祉保健センターが給水設備の管理状況や水質検査計画・結果等に応じて立入指導を行っています。

簡易専用水道・専用水道の届出件数及び監視指導・検査状況

	年度	施設数	設置届 出	廃止届 出	変更届 出	立入指導 件数	相談件数
簡易専用 水 道	23年度	8,408	70	293	992	371	1,822
	24年度	8,153	50	277	829	337	1,577
	25年度	7,855	51	321	1,361	850	1,830
専用水道	23年度	156	6	5	76	124	686
	24年度	153	9	9	38	114	703
	25年度	154	10	6	72	128	563

イ 小規模受水槽水道及び簡易給水水道業務

小規模受水槽水道は受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup>以下の施設（専ら1戸の住宅を除く。）、簡易給水水道は井戸水を飲用している事業所や共同で飲用している施設です。これらの所有者は、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検のほか、次のことが市条例で定められています。

(ア) 管理状況の定期検査の受検

簡易給水水道、小規模受水槽水道のうち受水槽の有効容量が8 m<sup>3</sup>を超えるもの及びすべての「地下式受水槽等」の設置者に、年1回、市長の指定する検査機関による管理状況の検査が義務づけられています。

(イ) 管理状況の定期検査の結果報告

(ア)の検査受検後、結果を速やかに報告

(ウ) 自己点検の実施、報告

管理状況検査の受検義務がない小規模受水槽水道（受水槽の有効容量が8 m<sup>3</sup>以下で、設置形態が「床上式」又は「ピット式」）の設置者は、年1回、自ら点検を行い、結果を報告することが義務づけられています。

福祉保健センターでは、施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

小規模受水槽水道・簡易給水水道の届出件数及び監視指導・検査等状況

	年度	施設数	設置届出	廃止届出	変更届出	立入指導件数	相談件数
小規模受水槽水道 (>8m <sup>3</sup> )	23年度	1,262	117※	449※	735※	36	1,200
	24年度	1,202	87※	293※	556※	47	889
	25年度	1,163	71※	249※	530※	74	573
小規模受水槽水道 (≤8m <sup>3</sup> )	23年度	7,431	－※	－※	－※	177	2,364
	24年度	7,259	－※	－※	－※	247	1,518
	25年度	7,118	－※	－※	－※	241	1,106
簡易給水 水道	23年度	14	1	1	10	11	13
	24年度	14	1	0	4	14	49
	25年度	12	0	2	8	14	28

※ 設置届出、廃止届出、変更届出件数については、小規模受水槽水道の合計数

ウ 受水槽施設事前指導

受水槽施設の衛生を確保するためには、施設が管理しやすい構造設備を備えていることが必要です。そこで、「横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領」（平成4年10月1日施行）に基づき、施設の計画・設計段階で事前に指導する事前指導制度により施設の衛生の確保を図っています。

受水槽施設事前指導実施状況

年 度	指導実施施設数
平成23年度	24
平成24年度	17
平成25年度	23

### 3 居住衛生対策

住まいを原因とする健康被害の予防を目的として、健康的で快適な住まい方の指導、啓発を行っています。

#### (1) 居住衛生推進事業

シックハウス症候群やダニ・カビの発生等に関する市民からの相談に対応し、必要に応じて訪問調査を行い、住まい方の改善方法を助言しています。平成 25 年度は 3 家庭の訪問調査を行いました。

また、講習会を開催し、住まいの衛生に関する啓発を行っています。

#### 相談対応件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ホルムアルデヒド	23	33	32
その他VOC	11	33	12
ダニアレルゲン	13	6	7
刺咬性ダニ	19	11	11
カビ	29	10	8

#### 講習会開催状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活衛生課主催	8	9	6
他課主催（両親教室等）	79	78	69

#### (2) 家庭用品衛生対策事業

規制家庭用品の試買を行い、ホルムアルデヒド、有機水銀化合物、トリブチル錫化合物などの化学物質等の試験検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

試験検査の結果、基準を違反した家庭用品はありませんでした。

#### 試験検査等の年度別推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
検査検体数	61	81	60
検査項目数	226	313	218
違反検体数	0	2	0
立入施設数	11	39	13

#### (3) 生活環境指導事業

福祉保健センターにおいて地域の特性や実情に応じたねずみ族、昆虫等の防除対策を行っています。

##### ア ねずみ族、昆虫等の相談

7,881 件相談があり 1,025 件の現場調査を行いました。なお、全相談数の約 71%をハチ類が占めています。

#### ねずみ族、昆虫等苦情相談

年 度	相談件数 (総数)	相談件数の内訳						
		ハチ類	ダニ	ねずみ	ノミ	シラミ	ガ	その他
平成 23 年度	8,752	6,194	61	890	45	35	74	1,453
平成 24 年度	10,767	7,300	138	980	42	37	111	2,159
平成 25 年度	7,881	5,593	131	1,113	56	61	57	927

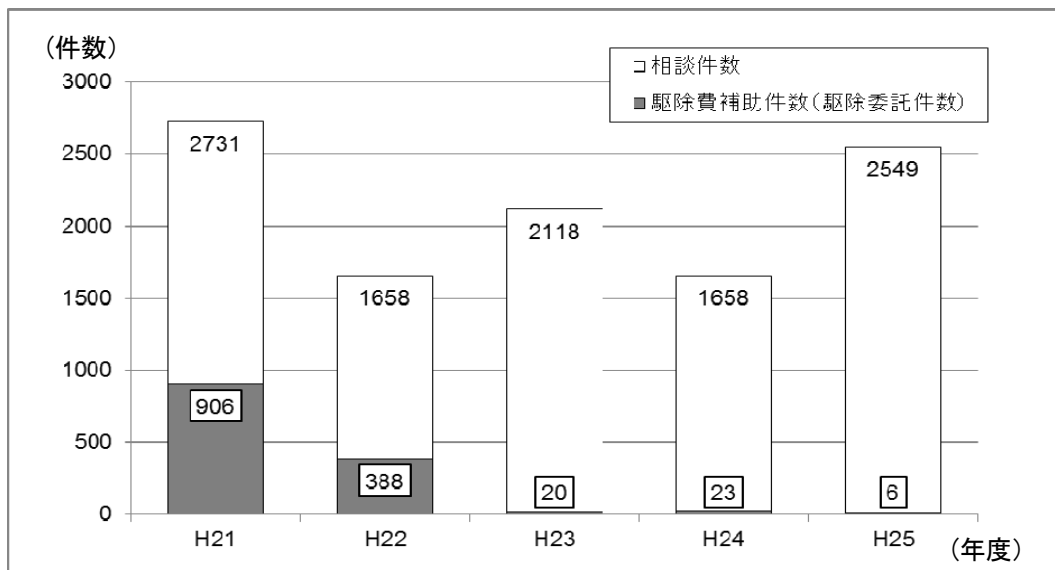
#### イ スズメバチ駆除対策

スズメバチ等による危害を防止し、市民の安全な生活環境を確保するため、ハチの危害や対処方法の啓発、駆除機材等の貸出しなどを行っています。

平成 25 年度より、スズメバチの巣が作られた建物又はその土地の所有者であって、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている世帯の世帯主である者からの依頼、もしくはスズメバチの巣が作られた建物又はその土地の所有者又は管理者の特定が困難且つ緊急性が求められる場合は市から委託業者へ駆除を依頼しています。

#### スズメバチの相談件数及び駆除費補助件数

平成 24 年度をもって駆除費補助制度は廃止、平成 25 年度より駆除委託業務を実施している。



#### ウ 水害発生時の感染症対策

水害発生時には、「横浜市防疫対策実施要領」に基づき、感染症の発生及びまん延を防ぐため、浸水した家屋等に対し、福祉保健センター職員が現場調査を行い、適切な消毒・衛生対策の周知啓発を行っています。

#### 水害等発生時の調査件数

	平成 25 年度
調査件数	2

#### (4) 災害時生活用水確保事業

災害時における給水対策として、災害時に地域の方々が洗浄水などの生活用水として利用することにご協力をいただける井戸について、簡易な水質検査等を行い、検査結果が良好で利用可能な井戸を災害応急用井戸に指定しています。

災害応急用井戸の指定実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
災害応急用井戸指定のための申請件数	13	14	16
指定件数	13	14	16
指定解除申出数	82	87	114
災害応急用井戸指定件数	2,968	2,895	2,797